

お知らせ

記者発表資料

令和7年4月25日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、建設業法違反行為を行った下記業者について、指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所

日新興業株式会社 大阪府大阪市淀川区三国本町1-12-30

2. 指名停止措置期間

令和7年4月25日 ～ 令和7年6月5日 (6週間)

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

日新興業株式会社は、建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結していた。このことは、建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、令和7年3月4日、近畿地方整備局長から監督処分（営業停止）を受けた。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められることから、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号（建設業法違反行為）及びこれを準用する「国土交通省所管の物品調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第13号>

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、 <u>建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</u>	当該認定をした日から <u>1ヵ月以上9ヵ月以内</u>

<問い合わせ先>

中国地方整備局

082-221-9231 (代表番号)：平日・昼間

総務部 契約課長 櫻井 克彦 (内線2511)

◎総務部 契約課 課長補佐 廣田 貴久 (内線2514)

港湾空港部

082-511-3900 (代表番号)：平日・昼間

総務部 契約管理官 平本 健司 (内線130)

◎総務部 経理調達課 課長補佐 辻 孝一朗 (内線132)